

プール学院大学エレノアホール使用規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、「プール学院大学エレノアホール規程」第 6 条に基づき、エレノアホールの使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用目的)

第 2 条 エレノアホールは、本学のキリスト教活動、教育研究活動及びその他の行事に使用するほか、次の各号に掲げる活動等に使用することができる。

- (1) 本学の学生の課外活動
- (2) 本学の教職員の福利厚生活動
- (3) 本学院の生徒及び教職員の活動
- (4) 本学院関係の同窓会、後援会の活動及び行事
- (5) 日本聖公会の行事
- (6) その他施設開放に伴う活動で学長が特に認めたもの

(使用区分)

第 3 条 エレノアホールの使用区分と日常管理者は次のとおりとする。

- (1) 大礼拝堂兼講堂（エレノアチャペル）：キリスト教センター担当
- (2) 小礼拝堂（いずみチャペル）：キリスト教センター
- (3) 集会室：キリスト教センター

(使用休止日)

第 4 条 エレノアホールの使用休止日は、本学の行事で使用する場合を除き、次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 学院創立記念日（6 月 2 日）
- (4) 夏季休業日（8 月 13 日から 8 月 15 日まで）
- (5) 冬季休業日（12 月 28 日から 1 月 4 日まで）
- (6) キリスト降誕日（12 月 25 日）

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、所定の手続きを経て使用することができる。

(使用時間)

第 5 条 エレノアホールの使用時間は、原則として 9 時から 17 時までとする。

2 学長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用時間を変更することができる。

(使用手続)

第 6 条 エレノアホールを使用しようとする者は、所定の使用申込書に使用の目的、使用区分、日時、使用予定人数及び責任者名等を記入し、使用開始2週間前までにキリスト教センター担当（学生の課外活動等にあつては事務局学生担当）に提出し、第3条に定める日常管理者を経由して学長の承認を得なければならない。ただし、継続的、長期的に使用を希望する場合は1ヶ月前までに事前の相談を行うものとする。

(使用料の徴収及び減免)

第 7 条 第2条4号、第5号及び第6号に掲げる活動を行う者は、原則として別に定める使用料を納付するものとする。

- 2 前項の使用料は、事情により減免することができる。この場合、減免措置を受けようとする者は、使用申込書にその理由を明記するものとする。

(使用調整)

第 8 条 エレノアホールの使用について、キリスト教センターの担当、学生担当で適宜調整するものとする。

- 2 学外者の使用については、次の事項について審査のうえ、その諾否を決定するものとする。
 - (1) 教育上支障のないこと
 - (2) 特定の政治活動に使用しないこと
 - (3) 営利を目的としないこと

(原状回復)

第 9 条 使用者はエレノアホールの使用后、必ず原状回復するものとする。

(使用中止)

第 10 条 エレノアホールの使用の承諾を得た者が、その使用中止し、又は使用目的を変更しようとするときは、速やかに届出なければならない。

(使用承認の取消等)

第 11 条 学長はエレノアホールの使用の承諾を得た者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、当該使用の承認を取り消し、もしくは使用中止させ、又は以後使用の承認を与えないことができる。

- (1) 使用申込書に記載した内容と異なる使用があるとき
- (2) 近隣に著しい迷惑を及ぼすと認められるとき
- (3) 公安を害し、風紀を乱す行為があるとき
- (4) 施設、設備、備品その他の大学財産を故意に汚損又は破壊する行為があるとき

- (5) この規程又は他の学内規程に違反する行為があり、学長及びその命を受けた者の指示に従わないとき
- (6) 前各号の他、管理上の支障があると認められるとき

(損害賠償等)

第 12 条 エレノアホールの使用により、施設、設備、備品及びその他の大学財産を汚損、損傷又は滅失させた者は、直ちにその状況を届出るとともに、原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、エレノアホールの運営委員会の提言により、常務理事会の承認を得て学長が行うものとする。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、エレノアホールの使用等に関し必要な事項は学長が別に定める。

付 則

この規程は、2001（平成 13）年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、2009（平成 21）年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

エレノアホール使用料

使用時間帯： 午前中（午前9時～12時） 午後（午後1時～5時）

エレノアチャペル

区 分		人 数	使用料金	冷暖房費
1	午前	1人～100人	18,000円	5,000円
	午後		22,000円	5,000円
2	午前	101人～200人	33,000円	7,000円
	午後		40,000円	7,000円
3	午前	201人～300人	48,000円	10,000円
	午後		55,000円	10,000円
4	午前	301人～400人	63,000円	12,500円
	午後		70,000円	12,500円
5	午前	401人以上	78,000円	15,000円
	午後		90,000円	15,000円

いずみチャペル

	使用料金	冷暖房費
午 前	8,000円	2,000円
午 後	10,000円	2,000円

集 会 室

	使用料金	冷暖房費
午 前	4,000円	2,000円
午 後	5,000円	2,000円

設備・備品使用料

音響 AV 設備、ピアノ、パイプオルガン、照明設備、
舞台設備の使用については原則的には使用料に含まれる。ただし、特別な準備、手配
等が必要な場合は、別途必要となる場合がある。